



第12回 全国LD親の会公開フォーラム  
6月9日（日） @大阪府立男女共同参画・青少年センター

# 発達障害支援行政の最新情報と 目指すべき方向性 （行政説明：厚生労働省）

障害保健福祉部 障害福祉課

阿萬 哲也 （障害児・発達障害者支援室長）

## 発達障害者支援法のねらいと概要

※平成16年12月 超党派による議員立法により成立  
17年 4月 施行  
22年12月 発達障害が障害者自立支援法に明確化

### I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

### II 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

#### 就学前（乳幼児期）

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

#### 就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

#### 就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター（相談支援・情報提供等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

（参考）ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）  
第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

	＜法律＞	＜手帳＞	
F00-F69 <b>統合失調症や気分（感情）障害など</b>	<b>精神保健福祉法</b>	福 祉 手 帳	
F70-F79 <b>知的障害&lt;精神遅滞&gt;</b>		知 的 障 害 者 福 祉 法	
F80-F89 <b>心理的発達の障害</b> （自閉症・アスペルガー症候群、 その他の広汎性発達障害、学習障害など）		<b>発達障害者支援法</b>	福 祉 手 帳
F90-F98 <b>小児&lt;児童&gt;期及び青年期に通常発症する 行動及び情緒の障害</b> （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）			<b>精神保健福祉手帳</b>

3

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

<b>① 趣旨</b>	公布日施行	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
<b>② 利用者負担の見直し</b>	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行	利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
<b>③ 障害者の範囲の見直し</b>	公布日施行	発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
<b>④ 相談支援の充実</b>	平成24年4月1日施行	相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化） 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
<b>⑤ 障害児支援の強化</b>	平成24年4月1日施行	児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）
<b>⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実</b>	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行	グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

（その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

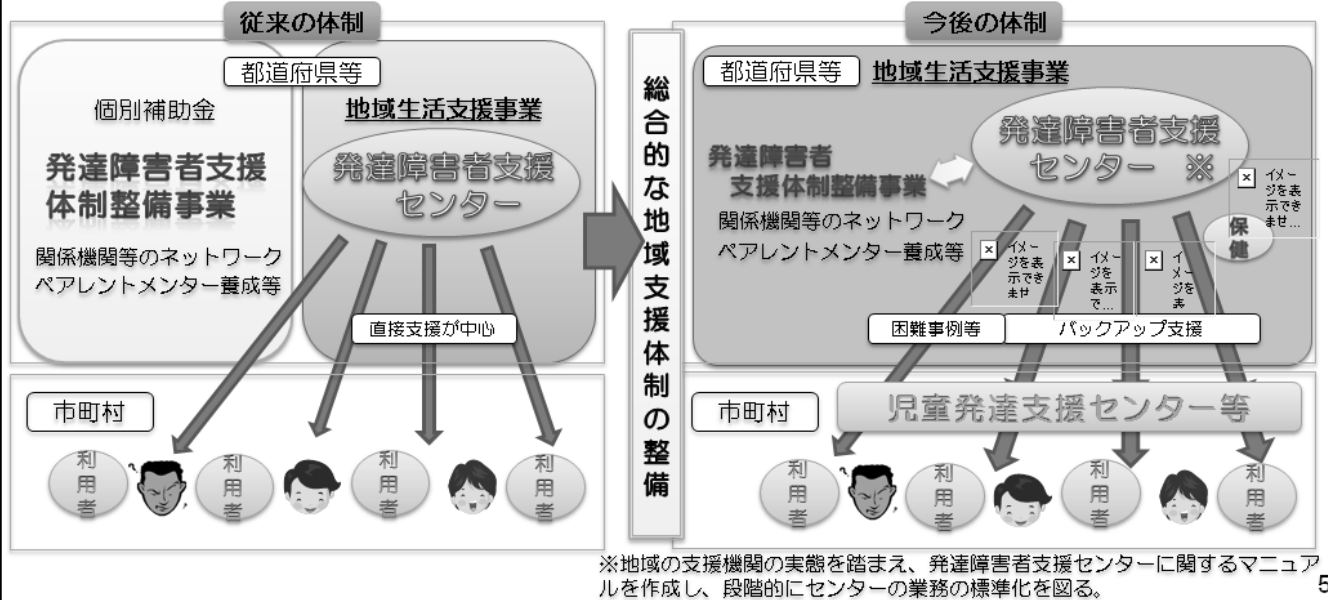
(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

4

## 25年度予算：地域支援体制の充実—都道府県

### ◎ 総合的な地域支援体制整備 ～発達障害者支援センターを中核に～

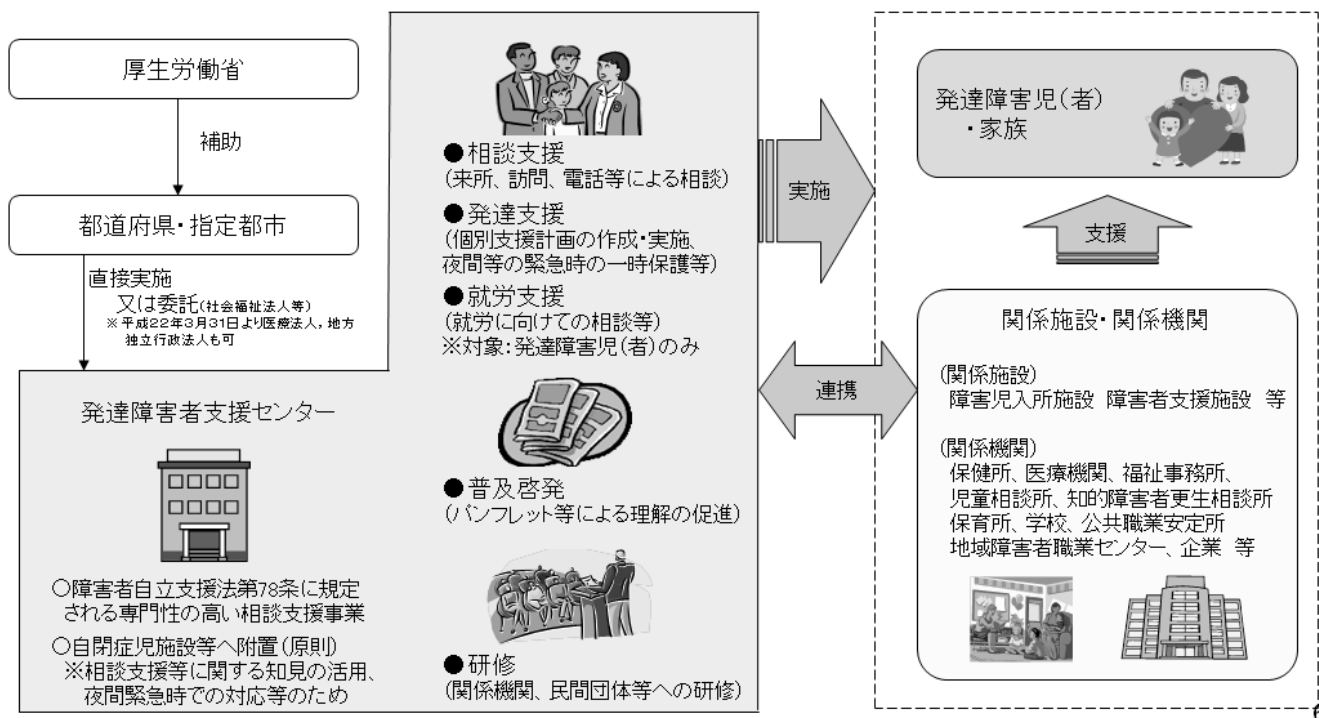
- ・平成24年度までの「発達障害者支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューとし、既に同補助金のメニューとなっている「発達障害者支援センター運営事業」と組み合わせることで、地域の実情に応じた総合的な地域支援体制を構築。
- ・地域支援体制の枠組みの中に、発達障害者支援センターと平成24年4月に施行された児童発達支援センターや障害者支援施設等との重層的な支援体制を確保。



### 発達障害者支援センター運営事業

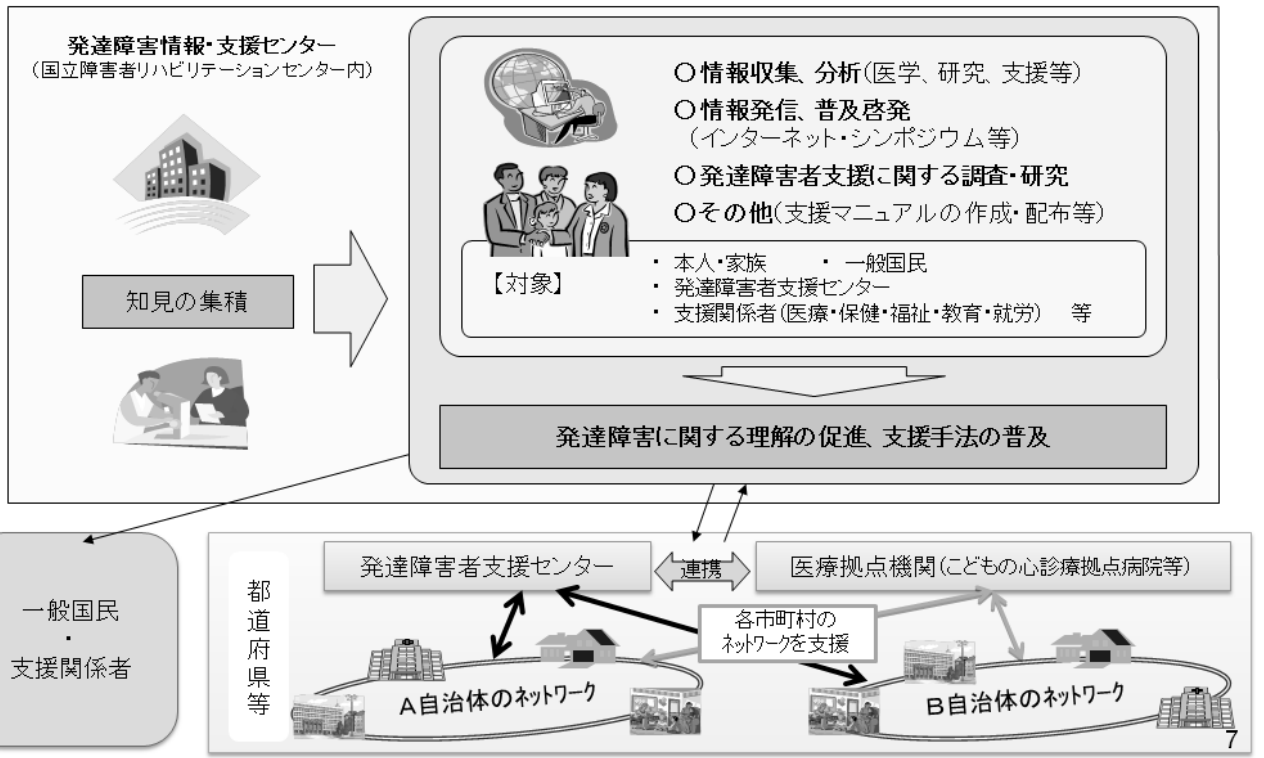
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

※67都道府県・政令指定都市で設置



## 発達障害情報・支援センター

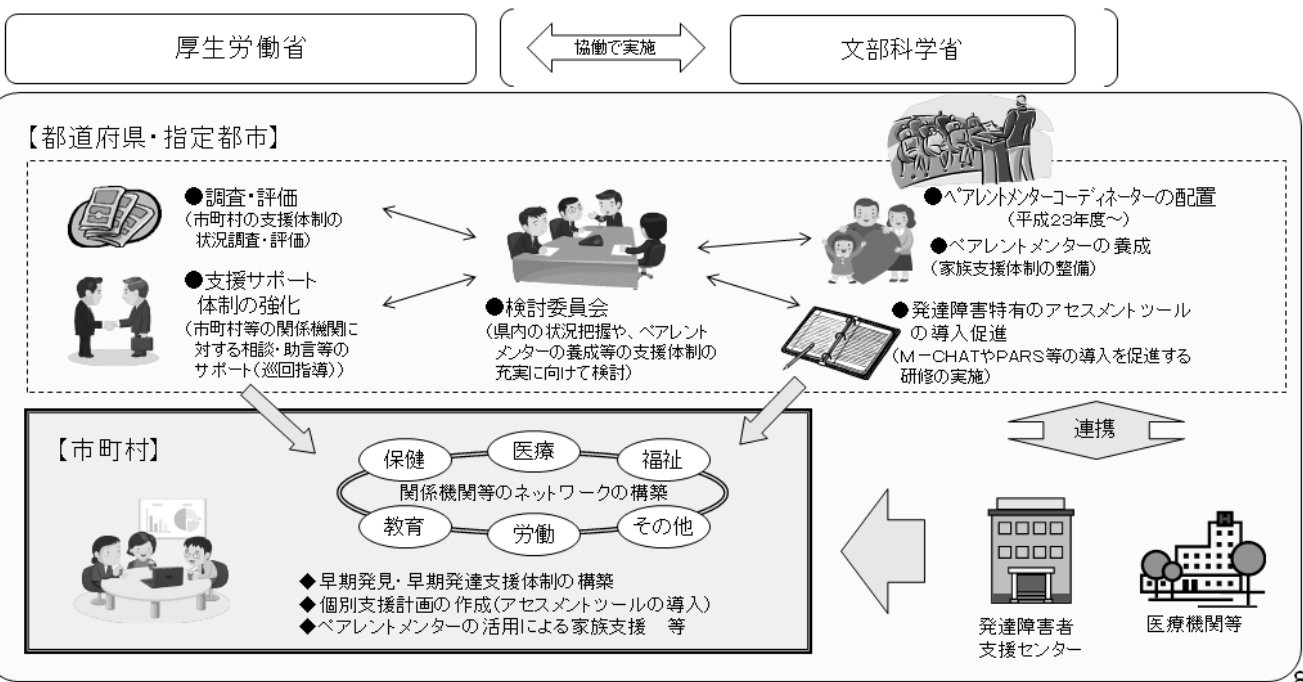
発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担い、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。



## 発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

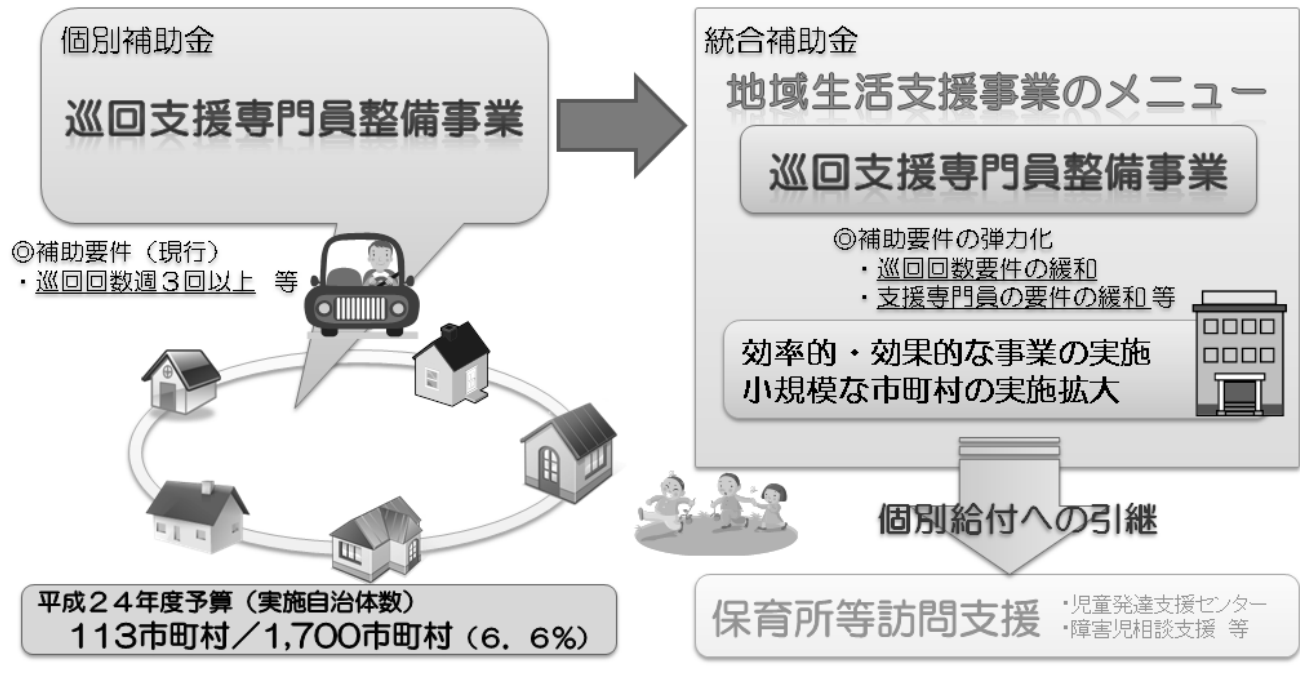
さらに、ペアレントメンターの養成とその活動をコーディネートする者の配置や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。



## 25年度予算：地域支援体制の充実—市町村

### ◎ 早期発見・早期対応の強化 ～全市町村における実施を目指して～

・「巡回支援専門員整備事業」については、平成24年度までは実施が一部の市町村にとどまっていたが、地域生活支援事業のメニュー化に併せて補助要件の弾力化を図ることにより、小規模な市町村でも地域の実情に応じた柔軟な実施が可能。



9

### 巡回支援専門員整備事業

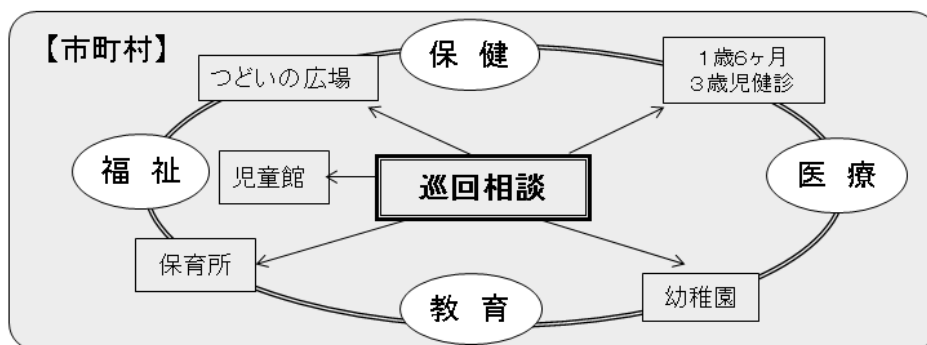
発達障害等に関する知識を有する専門員（※）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

※「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

○専門員は、国リハで実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

【予算力所数：平成24年度：113か所→平成25年度 地域生活支援事業に統合】



10

### 障害福祉サービスの利用状況（\*国保連データ）

平成24年12月現在、障害福祉サービスを利用しているのは約64.8万人  
 （←4月（62.0万人）から約5%増）

サービス種別	平成24年12月				
	利用者数（人）*1人が複数のサービスを利用している場合があり合計は上記と合致しない。				
	総数	障害種別等の内訳			
身体障害者		知的障害者	精神障害者	障害児	
居宅介護	137,047	64,098	22,691	40,254	10,004
重度訪問介護	9,150	8,805	299	42	4
行動援護	6,913	328	3,658	35	2,892
重度障害者等包括支援	34	16	18	0	0
同行援護	18,960	18,653	124	24	159
療養介護	19,136	16,594	2,527	8	7
生活介護	243,950	73,255	166,976	3,657	62
短期入所	33,540	8,793	18,131	990	5,626
共同生活介護	54,081	4,025	42,291	7,757	8
施設入所支援	134,218	41,461	92,138	607	12
共同生活援助	25,901	820	12,229	12,843	9
自立訓練（機能訓練）	2,650	2,605	26	18	1
自立訓練（生活訓練）	12,960	640	5,356	6,952	12
宿泊型自立訓練	4,297	70	1,405	2,822	0
就労移行支援	25,945	2,599	14,214	9,111	21
就労移行支援（養成施設）	241	239	1	1	0
就労継続支援A型	25,460	5,505	10,962	8,989	4
就労継続支援B型	162,150	21,194	92,373	48,518	65
計	916,633	269,700	485,419	142,628	18,886
計画相談支援	17,583	4,975	5,808	6,507	293
地域移行支援	488	27	70	391	0
地域定着支援	1,065	158	364	542	1
相談支援を含む計	935,769	274,860	491,661	150,068	19,180

### 障害児支援の利用状況（\*国保連データ）

平成24年12月現在、障害児支援を利用しているのは約11.5万人  
 （←4月（8.9万人）から約30%増）

サービス種別	平成24年12月
	利用者数（人）
児童発達支援	53,591
医療型児童発達支援	2,916
放課後等デイサービス	54,539
保育所等訪問支援	530
障害児入所施設	1,942
医療型障害児入所施設	2,186
計	115,704
障害児相談支援	2,619
相談支援を含む計	118,323

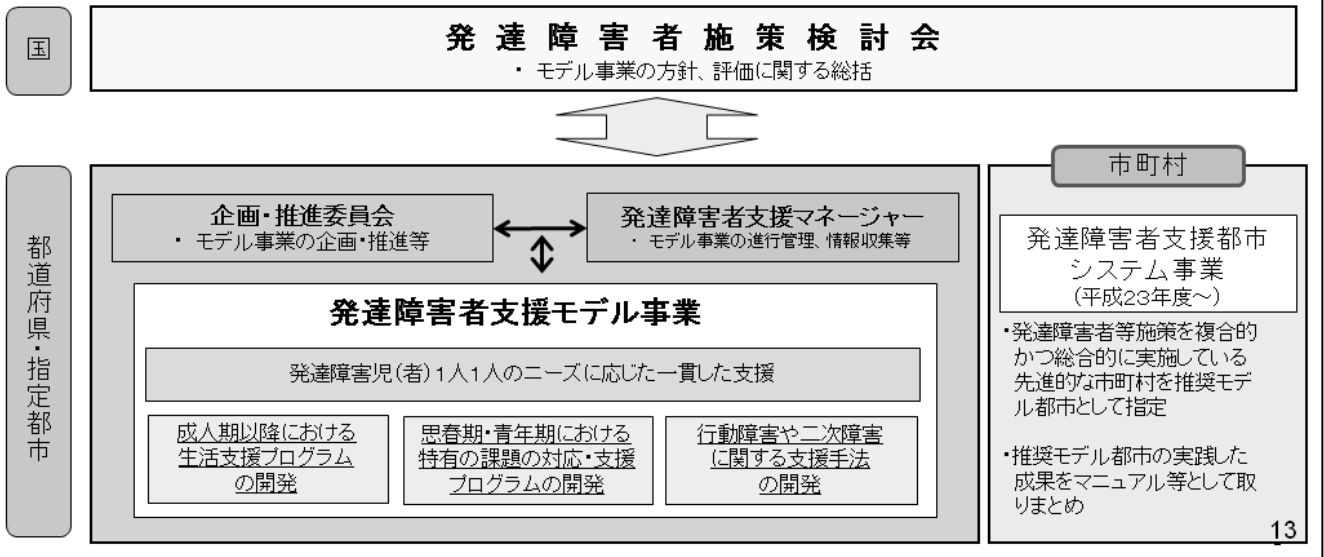
\* 利用者数については、1人が複数のサービスを利用している場合があり合計は上記と合致しない。

### 発達障害者支援開発事業

国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

なお、開発に取り組むモデルについては、現段階で支援手法が不足している分野(成人期以降の生活支援、思春期・青年期の支援、行動障害や二次障害の早期発見・支援)を中心に実施することとし、1人1人のニーズに応じた支援が提供できる社会の実現を目指す。

また、発達障害支援施策に関し、複合的かつ総合的に実施している先進的な市町村を推奨モデル都市として指定し、その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全国的な取組の促進を図る。



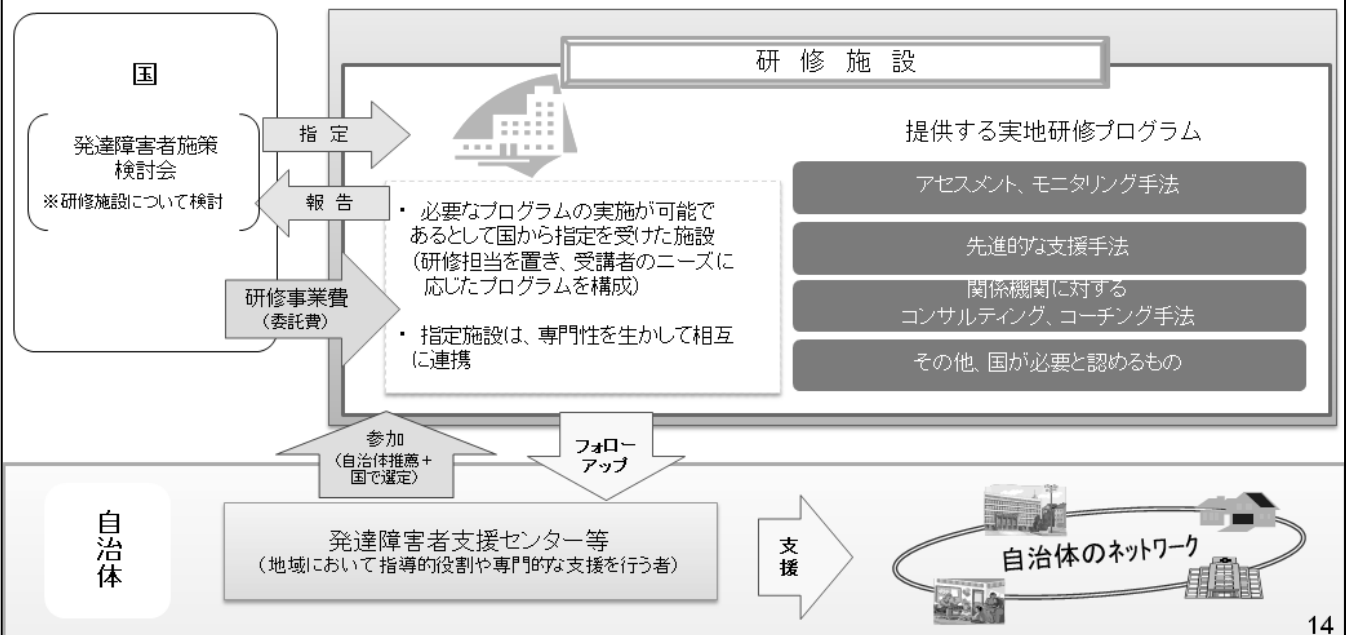
### 発達障害者支援に係る実地研修事業

発達障害者支援法第23条の規定に基づき、発達障害に関する専門的な支援を行う人材を育成するための実地研修事業を実施する。

◆発達障害者支援法(抜粋)

第23条 (専門的知識を有する人材の確保等)

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。



## 発達障害に係る研修等

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、専門機関である国立機関等で相談・支援、療育、小児医療、精神医療を内容とする研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

### 1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間及び2日間 年2回  
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で相談支援や家族への支援を担当する職員 140名

### 2 発達相談支援員研修

「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員をはじめとする発達障害支援担当者を対象とする研修を行い、巡回支援の技術の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年2回  
対 象 市町村の巡回支援専門員整備事業に従事する専門員等の発達障害支援を担当する職員 140名

### 3 自閉症に関する研修

①自閉症支援入門研修会  
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、障害特性や課題について支援に必要な基本的知識を習得を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年1回  
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

②自閉症トレーニングセミナー  
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に実習を通して支援方法の習得を図るための研修を実施する。

期 間 2日間 年2回  
対 象 全国的・発達障害福祉関係者 40名

③自閉症支援専門研修会  
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、特に対応が困難な事例に関して、演習を中心とした研修を実施する。

期 間 2日間 年1回  
対 象 全国的・発達障害福祉関係者 40名

### 4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回  
対 象 全国の小児医療機関の医師等

### 5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回  
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

- 1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 学院  
4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

※各研修等の期間・回数等は平成25年度実施予定

## 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

### 【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタルー国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

#### ○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バングラデシュが提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

### 【啓発活動】(平成25年度)

#### 【国における取組】

- 世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム(作品展示等)
  - ・日時 平成25年4月6日(土) 10:00～16:30
  - ・場所 灘尾ホール(千代田区)
  - ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
  - ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)
- 東京タワーブルーライトアップ
  - ・平成25年4月2日(火) 18:15～(予定) 点灯式
  - ※同日、併せて作品展示等を実施(13:00～)



○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載。

<http://www.worldautismawarenessday.jp>



厚生労働省における発達障害者支援施策(平成25年度予算)	
課題	平成25年度予算 【701百万円(712百万円)】 ※地域生活支援事業等計上分を除く( )内は平成24年度予算
1 支援手法の開発	① 発達障害者支援開発事業【104百万円(232百万円)】 ※これまでの事業実績を踏まえて必要額を確保 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立 ② 発達障害児及び家族の支援事業【11百万円(11百万円)】 家族短期入所、訪問支援等を通じた支援プログラムの開発や、地域の関係機関との連携体制の整備を秩父学園で実施 ③ 発達障害児等デイサービス事業等【6百万円(0百万円)】(新規) 秩父学園における小学校高学年以上の発達障害児等を対象としたデイサービスの実施等
2 人材の育成	④ 発達障害者支援者実地研修等の研修事業【20百万円(20百万円)及び(社)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内訳】 ・地域で指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための実地研修を実施 ・小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害者に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場での対応を充実
3 地域支援体制の確立	⑤ 発達障害者支援センターの設置、運営【地域生活支援事業(460億円(450億円))の内訳】 地域の拠点として、発達障害者やその家族などの支援、関係機関等に対する普及啓発及び研修等を実施 ⑥ 発達障害者支援体制整備事業【地域生活支援事業の(460億円(450億円))の内訳】 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県・指定都市で、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施 ⑦ 巡回支援専門員整備事業【地域生活支援事業(460億円(450億円))の内訳】 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、スタッフや親に助言等を実施して、個別給付につなげる ⑧ 子どもの心の診療ネットワーク事業【母子保健医療対策等総合支援事業の内訳】 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに被害時の子どもの心の支援体制づくりを実施
4 就労支援の推進	⑨ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化【324百万円(286百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等によりコミュニケーションに困難を抱える求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施(平成25年度から全国展開) ⑩ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金【142百万円(59百万円)】 ※経過措置分を含む。 発達障害者をハローワークの紹介により新たに雇用した事業主への助成 ⑪ 発達障害者就労支援者育成事業【21百万円(21百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施 ⑫ 発達障害者就労支援普及・定着化事業【16百万円(11百万円)】 発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発・検証を国立障害者リハビリテーションセンターで実施 ※平成25年度から、上記のほか、一部の地域障害者職業センターで実施している発達障害者に対する専門的支援を全国展開
5 情報提供・普及啓発	⑬ 発達障害情報・支援センター【44百万円(58百万円)】 国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解を促進 ⑭ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業【13百万円(13百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施

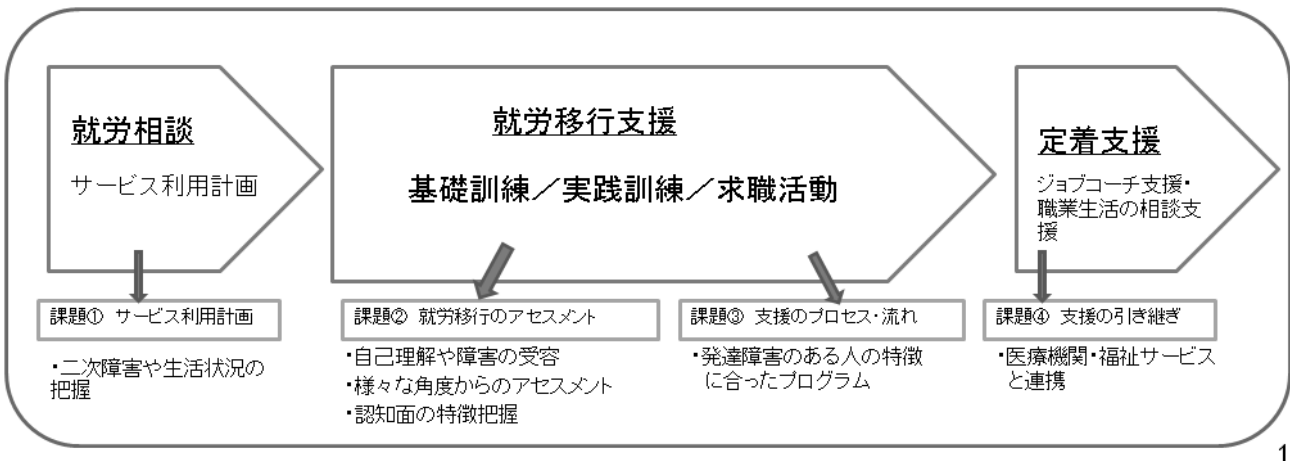
## 発達障害者の就労支援について(福祉的就労関係の対応)

### ○平成24年度 障害者総合福祉推進事業

「就労移行支援事業における発達障害者の効果的な支援プログラム構築のための調査について」

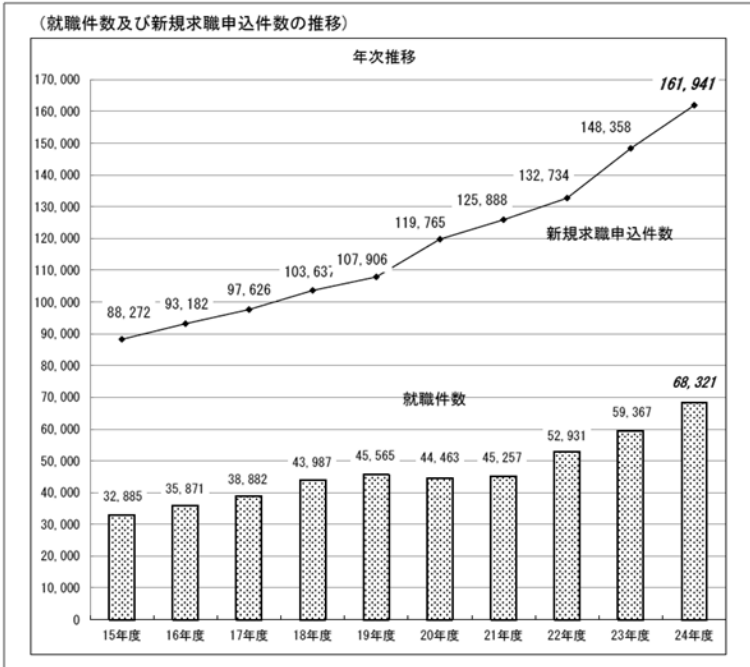
就労移行支援事業所における発達障害者の支援手法についての調査を行うとともに、効果的に取り組んでいる事例集と就労移行支援事業所のための発達障害者就労支援マニュアルを作成。

※ 社会福祉法人横浜やまびこの里のHPからダウンロード可能。  
 (<http://www.yamabikonosato.jp/pdf/H24shuroushien.pdf>)



(参考)障害者の就労支援関係の最近の状況

- ハローワークを通じた障害者の平成24年度新規求職申込件数は161,941件、対前年度比9.2%の増。就職件数は68,321件で、同15.1%の増。(H25.5.15 厚労省職業安定局公表)
- \* いずれも全ての障害種別で増加。特に精神障害者の件数が大きく伸びている。



- \* 民間企業における雇用障害者数(H24) 38万2,363.5人(前年比4.4%↑)  
実雇用率:1.69%(同0.04ポイント↑)  
→ いずれも過去最高を更新
- \* 法定雇用率達成企業の割合(H24) 46.8%(前年比1.5ポイント↑)  
→ 法定雇用率は平成25年4月1日に改定(民間企業の場合は1.8%→2.0%)。
- \* 発達障害者の就労支援施策の現状等については、厚労省HPの下記URLを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/06d.html>

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

「精神障害」の中に発達障害が含まれることを明記。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日)

(今後の方向性について)・・・H25.2.25 障害保健福祉関係主管課長会議提出資料より

平成25年度は引き続き、これまでの発達障害支援施策の推進を図るとともに、特に発達障害者支援センターを中核とした重層的・体系的な支援が可能となるよう地域支援体制の検証・再構築について段階的に着手し、もう一段階上の発達障害児(者)支援の充実に向けた取組を行っていくこととしている。

**\* 地域支援体制の整備**

- ・ センターへの直接の相談件数・利用者数の増加: 地域によっては、中核的機関としてのセンターに求められている関係機関・団体等のバックアップ機能等が十分発揮されていないという課題
- ・ 今般の改正児童福祉法の施行による新体系移行等を踏まえ、センターの役割や地方自治体との協働の在り方などを見直しの必要性

→ 発達障害者支援センターの役割・機能・業務について、地方自治体や児童発達支援センター等の関係機関等との関係、地域支援体制における役割のほか、研修体制の構築、市町村職員の養成などモデル的な実践を行っているセンターの事例などを取りまとめて周知(「発達障害者支援センター全国連絡協議会」等の場を活用)

**平成25年度障害保健福祉関係予算の概要 (復興特会含む)**

<p><b>義務的経費</b> (年金・医療等)</p> <p>1兆2,072億円→1兆3,085億円</p> <p>医療以外: 9,616億円→1兆0,481億円</p> <p>医療: 2,457億円→ 2,604億円</p>	<p>(24年度予算額) → (25年度予算)</p> <p><b>1兆3,041億円</b> → <b>1兆3,991億円</b></p> <p>(認知症疾患医療センター運営費除く) ※老健局移管</p> <p>【一般会計】 1兆3,920億円</p> <p>【復興特会】 71億円</p> <p>(対前年度+950億円、+7.3%)</p>		
<p>【対前年度増減額(率)】</p> <p>+1,012億円 (+8.4%)</p> <p>うち医療以外: +865億円(+9.0%)</p> <p>うち医療: +147億円(+6.0%)</p>	<p><b>義務的経費</b> (年金・医療等以外)</p> <p>120億円→ 113億円</p>	<p><b>裁量的経費</b></p> <p>679億円→687億円</p> <p>【一般会計】 679億円→655億円</p> <p>【復興特会】 0.8億円→ 32億円</p>	<p><b>公共事業関係</b></p> <p>170億円→107億円</p> <p>【一般会計】 95億円→ 67億円</p> <p>【復興特会】 74億円→ 39億円</p>
<p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自立支援給付費(福祉サービス) 8,229億円(+795億円)</li> <li>■ 自立支援医療費(公費負担医療) 2,187億円(+130億円)</li> <li>■ 特別児童扶養手当等 1,482億円(▲ 29億円)</li> <li>■ 障害児施設措置費・給付費 671億円(+105億円)</li> <li>■ 医療観察法実施費(医療費) 182億円(+ 7億円)</li> </ul>	<p>▲7億円 (▲6.0%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国立更生支援機関 66億円(+0.7億円)</li> <li>■ 医療観察法指定入院医療機関設備整備 0.6億円(▲0.9億円)</li> <li>■ 医療観察法指定入院医療機関運営費負担金 15億円(▲8.5億円)</li> </ul>	<p>【一般会計】 ▲24億円(▲ 3.6%)</p> <p>【復興特会】 +31億円(+5195.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域生活支援事業費 460億円(+10億円)</li> <li>■ 障害支援区分開発導入事業費 3億円(+2.0億円)</li> <li>■ 障害者虐待防止対策支援事業費 4.1億円(▲0.1億円)</li> <li>■ 障害者スポーツ関連経費 8.5億円(± 0億円)</li> <li>■ 工賃向上計画支援事業費 4.3億円(+0.3億円)</li> <li>■ 認知行動療法研修事業 1億円(± 0億円)</li> <li>■ 精神科救急医療体制整備等事業費 20億円(± 0億円)</li> <li>■ 被災地心のケア支援体制整備事業 【復興特会】 18億円(+ 18億円)</li> </ul>	<p>【一般会計】 ▲28億円(▲29.3%)</p> <p>【復興特会】 ▲35億円(▲47.2%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉施設等施設整備費 52億円(▲9億円)</li> <li>他に、24年度予備費 88億円、24年度補正 18億円を計上。</li> <li>■ 医療観察法指定入院医療機関施設整備費 14億円(▲20億円)</li> <li>■ 国立更生支援機関整備費 【一般会計】 1.7億円(+1.4億円) 【復興特会】 32億円(+10億円)</li> </ul>

## シンポジウム「すべての子どもの学びを保障するために」

司 会	内藤 孝子(NPO法人全国LD親の会)		
話題提供	教育行政の立場から	今川 恵美子	(池田市立石橋小学校)
	教員の立場から	山田 充	(堺市立日置荘小学校)
	保護者の立場から	井上 育世	(NPO法人全国LD親の会)
指定討論	近藤 武夫(東京大学先端科学技術研究センター准教授)		

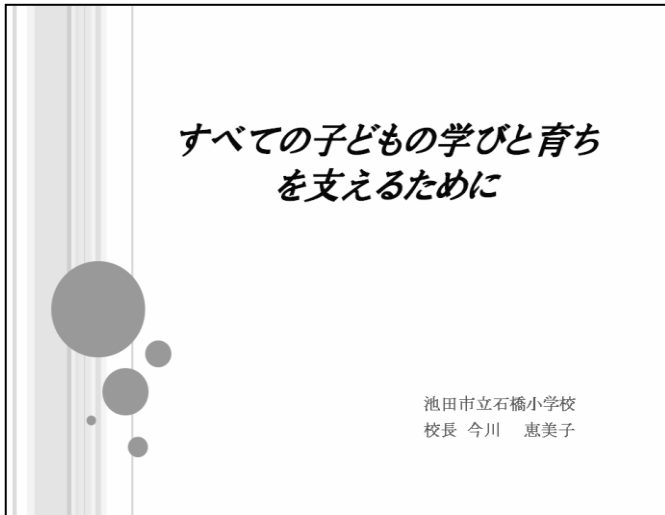
### 企画趣旨

共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築し、その構築のための特別支援教育を推進していくためには、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要で、一人一人の子どもが学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけることが最も本質的な視点である。

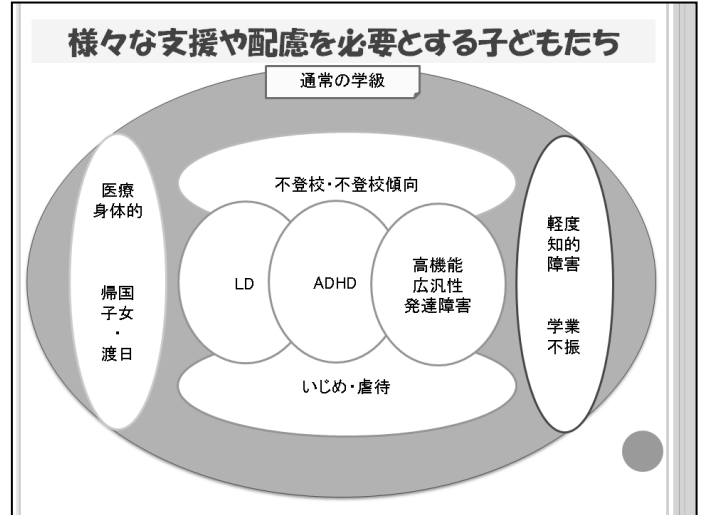
すべての子どもの学びを保障するには、通常の学級の中で、全体に効果的な指導とともに、特別のニーズのある子どもへの指導も求められている。一人一人の子どもの特性に応じた支援を通常の学級での指導の中に生かしていくためには、ユニバーサルデザインの視点などを取り入れ、授業の内容と方法の工夫等が必要である。

本シンポジウムでは、教育行政における特別支援教育の取り組み、特別支援教育の視点にたった通常の学級での支援への取り組み、弊会で研究を重ねてきた一人一人の子どもの特性に応じた支援の取り組みについて話題提供いただく。

指定討論は東京大学先端科学技術研究センターの近藤氏にお願いし、特別講演の内容も踏まえて、一人一人の子どもへの学びを保障する支援のあり方について討議を深めていきたい。



1



2

「ともに学ぶ」ための人間関係づくり

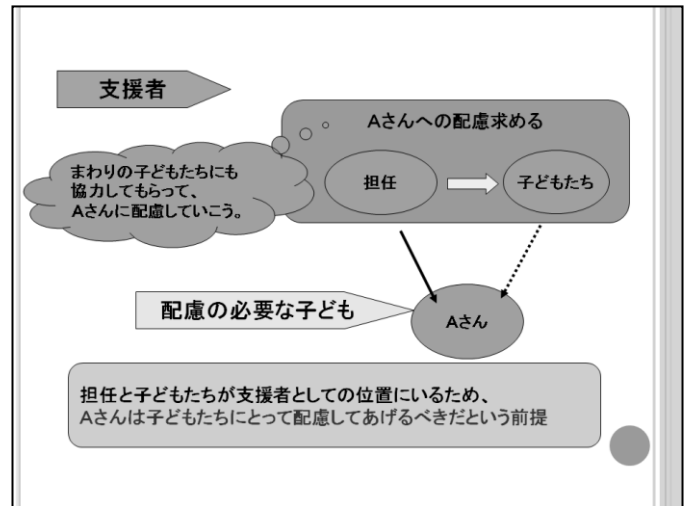
障がいのある子どもとまわりの子どもとの対等な人間関係づくりのためには、すべての子どもが、自発的、自主的に活動できること。

↓

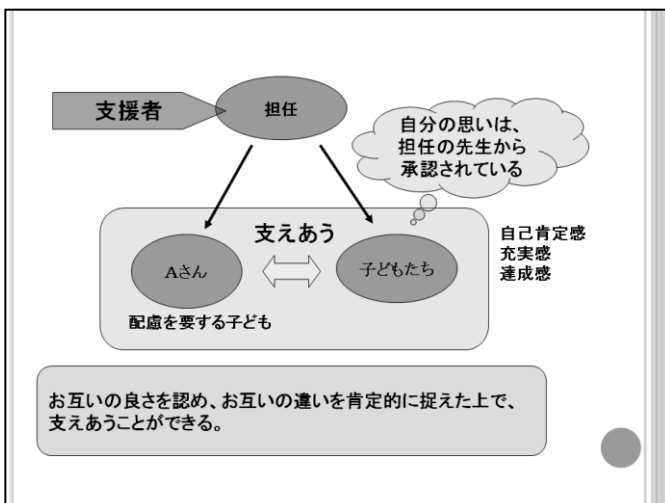
教職員の役割は、どの子どもにとっても、安心でき、自己存在感や充実感、自己肯定感を感じることのできる「場」の提供を行うこと。

集団の中に、「できた！」「やりたい！」という実感のある学習や活動があることが必要。

3



4



5

「ともに学び、ともに育つ」教育

＜大切にしたい3つの視点＞

- ・子どもの良さをみつめる視点
- ・子どもの変化を見る視点
- ・子どもどうしのつながりを見る視点

『良いところを見つけて、ほめる。』から  
『良いところを伸ばして、ほめる。』の発想

子どもの良さに依拠した集団づくりが必要

6

### 授業におけるユニバーサルデザイン

「学力の優劣や発達障害の有無にかかわらず、すべての子どもが、楽しく『分かる・できる』ことをめざし、教科における工夫や、さまざまな子どもへの配慮、個に特化した配慮を駆使して行う、通常学級における授業のデザイン」

(国立特別支援教育総合研究所発達障害研究情報センター長・廣瀬由美子  
- 週刊教育資料 2012年3月5日号掲載 -

7

### 通常学級におけるユニバーサルデザイン

支援の必要な子どもにとってはないと困る支援  
すべての子どもにとってはあると便利な支援

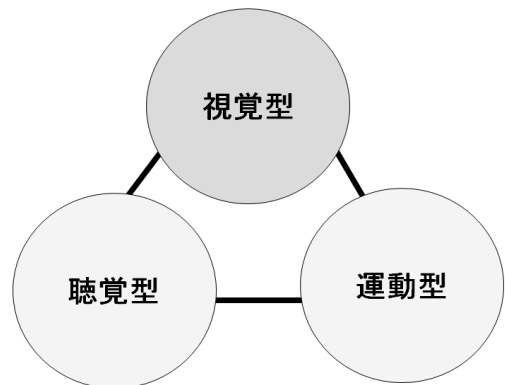
個に対する支援や配慮が全体の子どもに通用するものなのか、その子どもだけのスペシャルなものなのかを見極めながら、その両方を含めて、ユニバーサルデザインの授業を展開する必要がある。

8



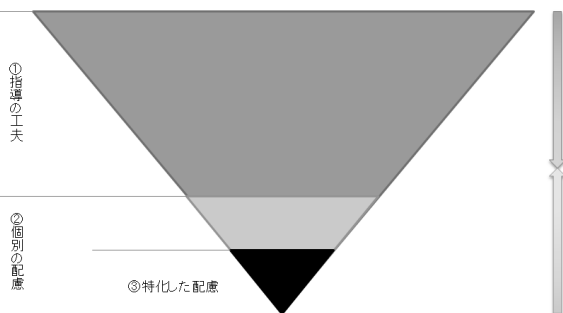
9

### 多様な学び方、覚え方のスタイルがある子どもたち



10

### 指導の三層構造モデル



授業のユニバーサルデザイン 4 東洋館出版社 より

11

### 特別支援教育の視点を踏まえた授業づくり

まずは子ども理解から

- ① 指導の工夫
    - 教科教育サイドからの授業改善
    - 「焦点化」…ねらいや活動を絞る
    - 「視覚化」…視覚的なりかいを重視
    - 「共有化」…一人の考えの良さを他の子どもたちにも伝わるようにする
  - ② 個別の配慮
  - ③ 特化した配慮
- 特別支援教育サイドからの子の実態に  
応じた指導  
つまずきの背景を探って適切な手立  
てを打つことが大切

12

### 全ての子どもの学びを保障するために ～堺市での取り組み～

#### 特別支援教育推進リーダー育成研修の取り組み ～ 次世代育成の3年間にわたる継続研修 ～

堺市教育委員会特別支援教育専門家チーム  
特別支援教育推進リーダー育成研修担当講師団  
堺市立日置荘小学校通級指導教室担当  
特別支援教育士スーパーバイザー  
首席 山田 充

### 困り感を持つ子どもたち全てが 支援対象である

- \* 支援教育の進展の中で「通常学級での支援や配慮」が重要視されている。
- \* 一方で、発達障害の診断がつかなくとも、困っている子どもたちの支援も重要な課題である。
- \* この意味で「ユニバーサルデザイン」「授業の工夫」が大切である。

### 通常の授業が重要な支援の場である

- \* 子どもたちが、いつも過ごす場
- ↓
- \* 通常の学級・通常学級での授業
- ↓
- \* 支援の必要な子どもへも含めたわかりやすい授業での支援
- ↓
- \* ユニバーサルデザイン・合理的配慮

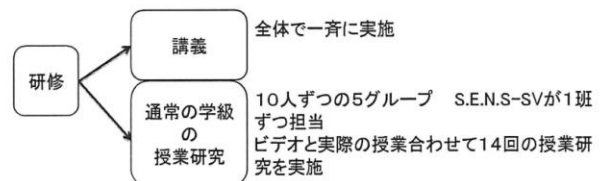
### 推進リーダー育成研修 ～堺市の取り組み～

- \* 学力低下、不登校、いじめ、問題行動などの教育課題の解決に向けた取り組み
- \* 堺市では従来からのアプローチである生徒指導の取り組みに加え、特別支援教育の視点を取り入れた啓発研修、コーディネーター研修などを実施してきた。
- ↓
- \* 昨年度から新たな取り組み
- \* 特別支援教育を支える次世代の人材育成を目的
- \* 「特別支援教育推進リーダー育成研修事業」

### 推進リーダー育成研修の概要

- \* (1) 推進リーダー育成研修の目的
- \* 子どもへの理解を深め適切な指導や必要な支援の充実を図るとともに、発達障害の認知特性に応じた学習の方法等について、通常の学級における授業の指導助言ができるリーダーを育成する。
- \* (2) 対象
- \* 発達障害のある子どもの指導に関して強い研修意欲を持つ校園長が推薦する教員
- \* (3) 研修人数と期間
- \* 1期3年の間メンバーを固定した研修
- \* 1期生: 54名(平成23年度～25年度)  
(内訳) 幼稚園: 1名、小学校: 39名、中学校: 6名、支援学校: 6名、養護教諭: 2名
- \* 2期生: 50名程度(平成25年度～27年度)
- \* (4) 日本LD学会との連携
- \* 講師: S.E.N.S-SV8人
- \* 講義の一部は、S.E.N.S.委成のカリキュラムを基本とし、演習を加えている。
- \* (5) 研修内容
- \* 研修内容は、講義形式と、実践的な授業研究の2本立てである。(表1、図1)1年ごとに報告書を作成したり、中間報告会を実施したりする予定である。

### 研修の構造



## アンケート調査

- \* 1)授業のユニバーサルデザイン化
  - \* ・研修後、板書の仕方や話し方を工夫するようになった。
  - \* ・今まで持っていなかった授業の視点を与えてもらった。
  - \* ・静寂の徹底などの学習環境を整える重要性がわかった。
- \* 2)協同的な授業研究
  - \* ・具体的な支援方法を他の先生と学び合うことが出来た。
  - \* ・担任が一人で悩まず、連携して支援体制を作ることの大切さを感じた。
- \* 3)個別事例への対応
  - \* ・自分のクラスの子どもへの対応方法(忘れ物、パニックなど)がわかった。
- \* 4)受講生自身の変容
  - \* ・教師として経験値に頼っていたことを振り返るものが多くあった。

## アンケート結果から

- \* 研修の様子や受講生の感想から、次のようなことがわかってきた。
  - \* ①実践のプログラムが入ることで、講義や授業研究を通じて得たユニバーサルデザイン化のイメージが具体的な形で共通理解され始めている。
  - \* ②堺市全体で取り組むことで、個人の学びから共に学ぶ仲間として全体のレベルアップに発展する可能性を示唆している。
  - \* ③学んだことを具体化して学級や関わっている事例の支援に生かす実践が始まっている。
  - \* ④受講生個人の学びから学校のシステムを変えようという主体的な取り組みが始まっている。
- \* 2年次以降の研修については、第2報の結果を参考にし、受講生のニーズに応じた、より実践的な研修としていきたい。

## 1年目を終えての成果

### 1)ユニバーサルデザインの授業の工夫の有効性

- ①学習環境の大切さ(視覚化)
    - ・明確な指示、精選された言葉、ハンドサインなど
    - ・前面掲示の簡素化、カーテンでの刺激排除
    - ・板書の精選と工夫(鉛筆マーク、行空き指示etc.) など
  - ②見通しを持たせる授業(構造化)
    - ・スケジュール提示、1時間の目標提示
    - ・授業の流れを作る、パターン化をする
    - ・学習活動を組み合わせる(読む・書く・話す・考える)など
  - ③秩序ある授業(協働化)
    - ・学級のルールの明確化、タイマーを使って時間の共有化
    - ・ペア学習、グループ学習 など
- 全ての子ども達が落ち着いて参加できる授業ができた

## グループごとにみられた成果

- \* 中学校の授業公開ができた→専門性を生かした授業の展開(視覚化、個に応じた取り組みなど)
- \* 養護教諭や支援学級担任の啓発授業が公開された→担任との連携(学級ルールの確認)、指示の明確化や子どもへのアプローチの仕方
- \* 支援の必要な子への特性に応じた個別支援ができた→作文でのワークシートでイメージを吹き出しで入れる
- \* 生活指導(整理整頓や忘れ物対応)などでも視覚化、構造化が役立つ→道具箱内に整理の仕方の写真をはる、教室内の置き場所

## 1年目の研修から見えた課題

- \* 参加者の意識のレベルが3段階に整理
- 1)ユニバーサルデザインの授業の展開
  - ・ビデオ研修や授業公開の取り組み
  - ・教室環境の整備
- 2)ユニバーサルデザインの授業の充実
  - ・「視覚化・構造化・協働化」の日常的な取り組み
  - ・校内の授業公開の場で共有する
  - ・学校内の環境整備
- 3)校内での職員・保護者への協働化

## 校内でのリーダーとしての取り組みをさらに進めるために

- \* 自分の意識レベルを確認して、段階的に取り組む
- \* 事例を通して、支援の必要な子どもの学習の困難さを具体的に捉える
  - 授業研究の中で事例を検討していく
- \* 支援の方法を共通理解する
  - 職員朝礼や職員会議、研修会での提案
  - 提案内容の資料作り
- \* グループ内での共同作業を進める



第12回全国LD親の会公開フォーラム  
シンポジウム  
2013年6月9日(日)

## すべての子どもの 学びを保障するために

### 保護者の立場から

特定非営利活動法人全国LD親の会 井上育世

1

### 親の会で学んできた子育て

- 発達障害をもつ子どもにとって、その時点で大切なこと
- 発達障害という特徴を一生抱えていく子どもにとって、将来必要になると思われること

この両方を頭の中に置いて、子どもの状態・周囲の状況を見ながらの子育て

2

### 発達障害がある子どもを持つ保護者の状況

- 子どもの環境作り ex.子どもが小学生・中学生の場合

学校環境

家庭環境

友人環境

療育環境

↑ ↓ 相互作用

子ども本人

- 保護者は、環境によって子どもが変わることを実感している。
- 子どもの成長とともに、親自身の障害観を変化させていく。

3

### 子ども達の学びの場について

#### 全国LD親の会 会員の子どもの小学生・中学生の内訳

(正会員44団体分の集計・平成24年度構成調査より抜粋)

<小学校>

区分	男	女	計
小1	43	14	57
小2	55	23	78
小3	90	16	106
小4	107	36	143
小5	143	42	185
小6	146	31	177
計	584	162	746

<中学校>

区分	男	女	計
中1	126	39	165
中2	158	35	193
中3	144	47	191
その他	0	0	0
計	428	121	549

4

### 小学生の学校種別・在籍状況

<小学校>

種別	人数	比率	前年対比
通常の学級(通級利用無し)	287	38.5%	-1.0%
通常の学級(通級利用有り)	152	20.4%	-6.2%
特別支援学級	261	35.0%	12.5%
特別支援学校	8	1.1%	100.0%
その他・不明	38	5.1%	15.2%
計	746	100.0%	3.5%

小学生746名中 普通級在籍 439名  
通級利用なし 287名 (普通級在籍数の65.4%)  
通級利用あり 152名 (普通級在籍数の34.6%)

※会員の子どもの小学生の約6割が、通常の学級を主な学びの場としている。  
※普通級在籍の子どものうち約3分の2の学びの場は、通常の学級での授業だけである。

5

### 中学生の学校種別・在籍状況

<中学校>

種別	人数	比率	前年対比
通常の学級(通級利用無し)	253	46.1%	-5.6%
通常の学級(通級利用有り)	42	7.7%	-42.5%
特別支援学級	194	35.3%	-2.5%
特別支援学校	15	2.7%	0.0%
フリースクール等	7	1.3%	75.0%
その他	13	2.4%	-13.3%
不明	25	4.6%	19.0%
計	549	100.0%	-7.7%

中学生549名中 普通級在籍 295名  
通級利用なし 253名 (普通級在籍数の85.8%)  
通級利用あり 42名 (普通級在籍数の14.2%)

6

通常の学級在籍割合の推移（2008-2012年度）

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
小学生数（人）	872	812	741	721	746
通常の学級在籍数（人）	533	510	482	452	439
通常の学級在籍比率	61.2%	62.4%	65.1%	62.7%	58.9%
通級在籍数（人）	208	172	177	162	152
通級在籍比率	23.9%	21.2%	23.9%	22.5%	20.4%

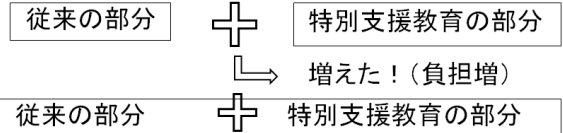
  

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
中学生数（人）	672	696	653	595	549
通常の学級在籍数（人）	364	394	388	341	295
通常の学級在籍比率	54.0%	56.7%	59.4%	57.3%	53.8%
通級在籍数（人）	44	55	51	73	42
通級在籍比率	6.5%	7.9%	7.8%	12.3%	7.7%

7

子どもが1日の大半の時間を過ごす  
通常の学級  
での活動が、本人にとって主体的に参加できる場であり、  
学習内容が身につくような学びの場であってほしい。

▶ 特別支援教育の導入で、通常の学級での具体的な  
学習方法が変わったか？



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」に期待！

8

サポートツール・データベース事業

事業を進めてきた中で見えてきたこと

①「有効な教材があるのではなく、使い方によって有効な教材になる」

※ 課題を進める上での説明や注意事項の提示の仕方や取り組んでいる子どもへの指示の出し方といった部分こそが、実は重要である。

②サポートツールを活用する

「子どもにひたすら忍耐や努力を強いるのではなく、有効な道具を教育現場に入れていくことが必要」

→作業療法士の視点の導入

※「頑張りなさい」という精神的な努力を求める叱咤激励ではなく、「なぜできないのか」といった根本的なところから原因をさぐって、支援となる道具を活用する。

9

③子ども自身が自分のことを知り、自分にあった学習方法を手に入れていく力をつけていく。

「どこでもシリーズ」…どこでも斜面台  
どこでもカットアウトテーブル  
どこでも遮蔽板

⇒持ち運べるタブレットPCのような感覚で、自分に合ったツールを常に活用していく。



※どこでもサポートツールを使用できる環境を整えることで、自ら学んでいく力をつけていける。

⇒ 本来の「学びの保障」ではないか？

10

個別のニーズにあった教材と学び方についての連携

• 通常の学級での授業だけではなく、「理解」「知識の定着」には、通級などでの個別の指導が必要な子どももたくさんいる。

▶ 通常の学級と通級などでの個別の指導との連携の中に、「どういった方法での学び方が有効だったか」という情報も入れ込んでいく。

※通級などでの個別の指導で有効だった教材とその使い方が、通常の学級での特別支援教育の視点として取り入れられたら、学びの方法も分断することなく効率よく進んでいき、教科教育と特別支援教育の融合になるのではないか？

11

さいごに

- 子どもは、自分の〇年〇組の中で、自分の役割を果たし、認めてもらうことで、大きく成長していく。
- 子ども達一人一人が達成感をもって学べる環境を作っていく。
- 自分たちも社会の一員であるという感覚を育てていくことが、共生社会の形成につながっていく。

ありがとうございました。

12

## 「アジア太平洋障害者の十年（2003～2012年）」最終年記念障害者関係功労者

### 内閣総理大臣表彰をいただき、厚く御礼申し上げます

特定非営利活動法人全国LD親の会は、「アジア太平洋障害者の十年(2003～2012年)」最終年記念の障害者関係功労者として、内閣総理大臣から表彰されました。2012年12月3日、皇太子殿下ご臨席のもと、授与式が行われ、野田内閣総理大臣より、表彰状と記念品（盾）を賜りました。

この表彰は、「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012年）」最終年を記念し、自立して社会活動に参加し、広く他に範を示している障害者又は障害者の福祉の向上に関し顕著な功績のあった個人若しくは団体を顕彰することを目的とされています。弊会は文部科学省から推薦いただき、「各種啓発活動、調査・研究活動などに積極的に取り組んできた。またLD学会に設立の早期から参加し、学術的な団体との連携にも力を入れてきた。LD等の発達障害について、その教育・福祉などに携わる人たちの理解推進に大きな役割を果たした」と評価されました。

20数年前、各地で、思いきって行動をおこし、活動を続けてきた全国各地の会員が作りあげてきた親の会であることを誇りに、これからも弊会はLD等の発達障害のある人の人権が守られ、生き生きと暮らすことのできる社会の実現、人間の多様性が尊重される社会の実現を求めて、更なる飛躍をしていきたいと思っております。今後ともご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

特定非営利活動法人全国LD親の会

## 正会員、準会員、個人準会員、賛助会員募集のお知らせ

### ◆ 正会員団体、準会員団体

LDなどの発達障害関係の親の会で、全国LD親の会に加盟し一緒に活動することを希望する団体。

### ◆ 個人準会員

全国LD親の会の正会員団体がない県にお住まいの、LDなどの発達障害のある子どもの保護者で、全国LD親の会の目的に賛同し、将来地元でLDなどの発達障害の親の会の設立や参加を希望する方。同県の中で複数の方の登録があれば、連絡を取り合えるような仕組みを作り、その地域でLDなどの発達障害の親の会の設立を目指します。

### ◆ 賛助会員

全国LD親の会の活動を支えて下さる賛助会員(個人・団体)。賛助会員の方には、入会時に弊会の会報「かけはし」過去1年分を進呈し、以降、「かけはし」や全国LD親の会が作成する各種報告書等を贈呈しています。

・個人年会費 3,000円      ・団体等年会費 5,000円

※詳しくは、事務局までお問い合わせください。

## 出版物のご案内

### 教育から就業への移行実態調査報告書Ⅲ

企画・編集:特定非営利活動法人全国LD親の会

・発行:2011年3月      ・装丁:A4判 110ページ      ・定価:1,000円

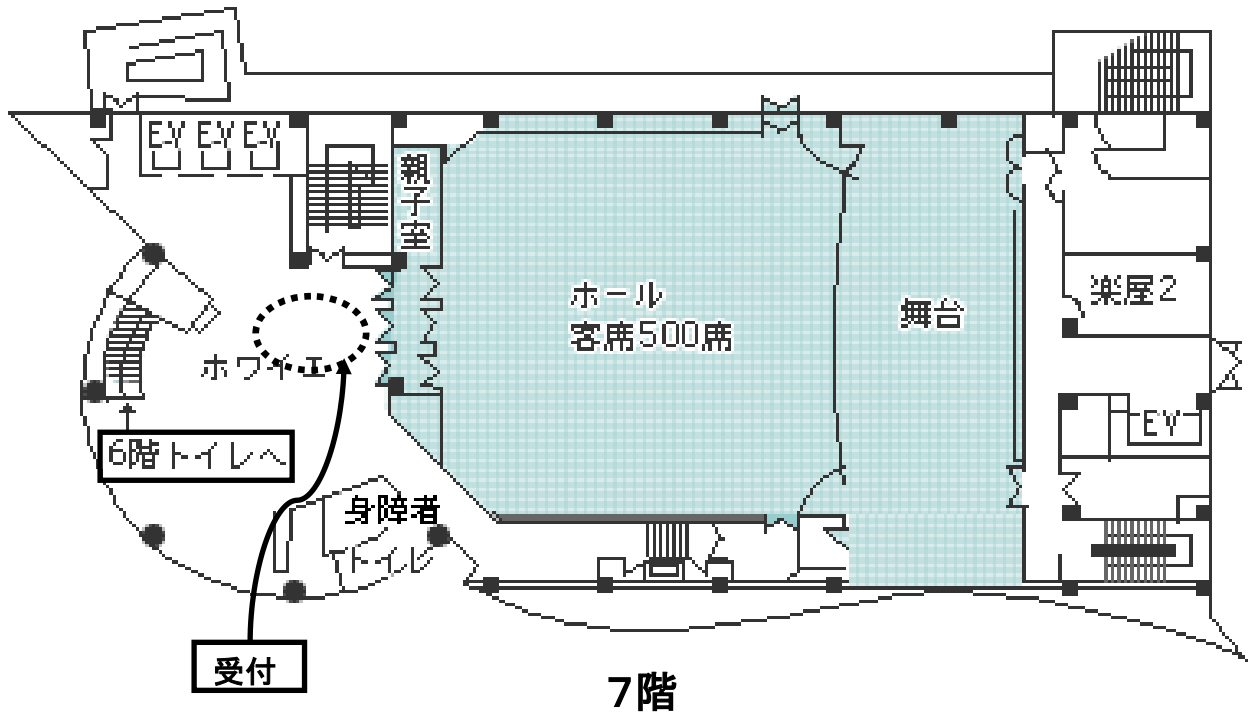
◎こんな情報が得られます！

・高校卒業後、大学卒業後の進路は？      ・大学での状況は？      ・就職するまでの過程は？

・障害者手帳をどのくらいの人が取得している？取得時期は？      ・現在の状況は？      など

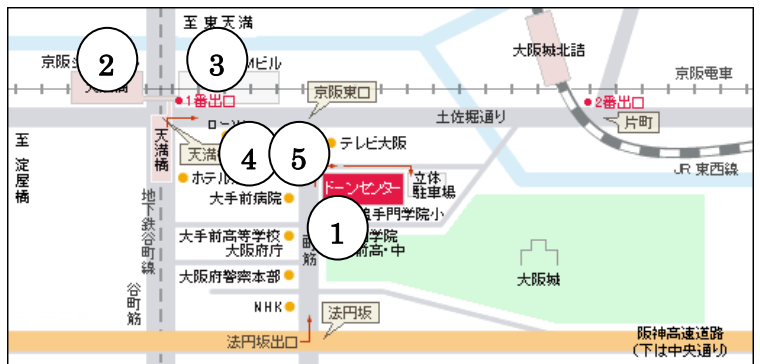
※購入方法は、全国LD親の会HPをご覧ください。

## 【会場のご案内】



## 【昼食場所のご案内】

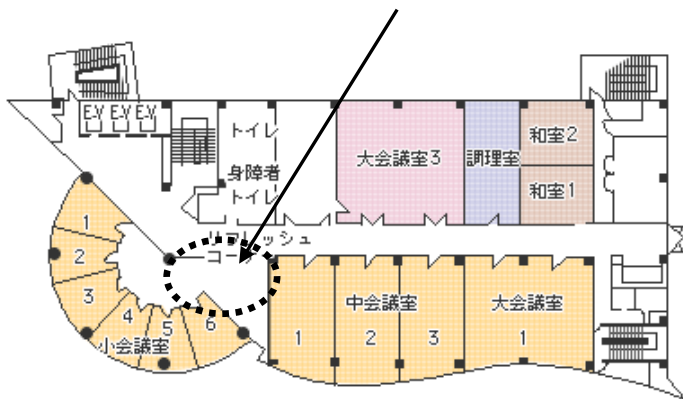
- ①ゆいま〜る ドーンセンター1階
- ②京阪シティモール
- ③OMMビル地下
- ④CREA 大阪天満橋ビル1階
- ⑤コンビニエンスストア



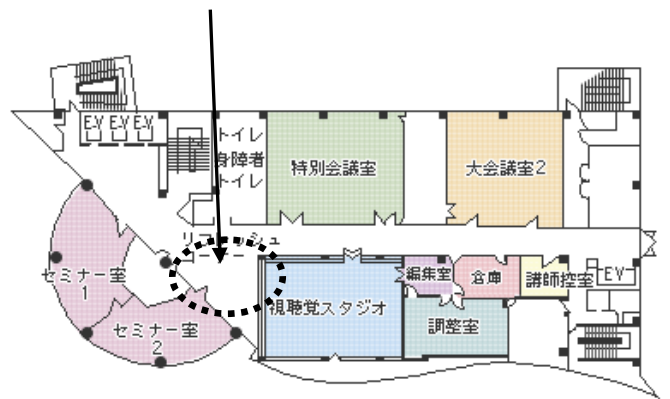
※ホール内での飲食はご遠慮ください。

※ドーンセンター内、下記コーナーは、飲食可能です。

7階ホワイエ ・ 4階リフレッシュコーナー ・ 5階リフレッシュコーナー



4階



5階

